Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年10月22日 国土交通省九州地方整備局 佐賀国道事務所

【記者発表資料】1/2

※取締りの実効を期すため、日時・場所については取締り実施日の16:00以降での解禁にご配慮願います。

国土交通省佐賀国道事務所、佐賀運輸支局、神埼警察署、 佐賀県トラック協会が合同で特殊車両等の指導取締りを実施

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度(一般制限値)※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省佐賀国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

また、10月は佐賀県の過積載防止月間であり、佐賀運輸支局及び各関係機関が協力し過積 載が原因による事故や道路の損傷を未然に防ぐため街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っ ています。

今回、国土交通省佐賀国道事務所は10月26日(月)に佐賀運輸支局、神埼警察署、 佐賀県トラック協会と合同で特殊車両の指導取締り及び一般大型トラック等への過積載 防止啓発活動を実施する予定です。



実施場所:神埼市神埼町姉川 国道34号姉川検量基地

実施日時:平成27年10月26日(月)14時~16時

実施機関:佐賀国道事務所、佐賀運輸支局、神埼警察署、佐賀県トラック協会

※車両制限令(昭和36年7月17日 政令第265号)で定められた大きさや重さ幅2.5 m、長さ12.0 m、

高さ3.8 m、総重量20 t など

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所 管理第一課長 武下 伸章(内線431) TEL(0952)32-1151(代表)

【記者発表資料】 2/2



特殊車両については、許可取得の確認及び車両寸法重量を計測し、許可条件に基づき通行しているのか確認を行います。

また、10月は過積載防止月間であり特殊車両以外の車両については、車両重量の計測及び過積載防止の啓発活動を行います。